

## 不当労働行為裁判（行訴）

### 管財人を再び断罪！

# 東京高裁で勝利判決！

6月18日、東京高裁（第14民事部 須藤典昭裁判長）は、「争議権を確立したら企業再生支援機構は3,500億円の出資をしない」とする支援機構・JALの発言は不当労働行為であると勝利判決を下しました。



6月18日、不当労働行為裁判の判決が出されました。2010年会社が破たんした時に、解雇を撤回させるために争議権投票を実施していたCCU・乗員組合に対し、当時管財人の企業再生支援機構が「争議権を確立したら、3500億円を出資しない」と介入したことは不当労働行為にあたと、両組合が東京都労働委員会に申し立てていました。都労委では不当労働

行為が認められましたが、会社はこの決定を不服として、裁判に訴えました。東京地裁で敗訴した会社が、更に東京高裁に控訴。その判決が18日、出されました。

裁判長は、原告である支援機構・JALの訴えを「棄却する」と第一声の後、判断理由を話しました。その中で「争議権を確立するということは、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段。労働組合にとって最も根幹的な権利。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票を行なうことは、組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動。憲法28条で団結権が保障されている。憲法は法律より、会社存続を優先するわけではない。会社が破たんし、会社更生法の下での再建中という非常事態であっても、支援機構の発言は労働組合の主体性、自主性、独立性を阻害するものであり、法律で禁じられている労働組合の運営に介入する行為であり、不当労働行為である。」と明確に断罪しました。

**不当解雇の撤回に向けて、大きな力になる判決です！ 解雇問題解決のために、今後も力を合わせていきましょう。**

# We'll be back JAL



## JAL 不当解雇とは

JALは2010年1月に経営破たんしました。そして会社更生法を適用し、裁判所の選任した管財人が再建を行ないました。管財人は再建計画を立て、裁判所から認可を受けました。その計画は、JALグループの規模をおよそ3分の2にするものでした。従業員数では48000人を32000人まで削減する計画でした。当然パイロットと客室乗務員も削減することになりましたが、整理解雇を行なうことは、計画にはありませんでした。しかし、管財人は、パイロットと客室乗務員の職種だけが、削減目標数になっていないとして、2010年12月31日にパイロット81人と客室乗務員84人を整理解雇しました。

組合は、この整理解雇に反対し争議権投票を行いました。会社の不当労働行為により妨害を受けました。その結果、解雇されたパイロットのなかに、当時の日本乗員組合連絡会議の議長、労働条件問題委員会の委員長、事務局次長、さらに、航空労組連絡会の議長、航空安全会議の議長が含まれていました。このことは、明らかな労働組合の活動家を排除する違法な行為であり、日本の航空の安全を確保する交渉に多大な影響を及ぼすことになりました。

こうした事態解決のために、IFALPA（国際定期操縦士組合連合会）、ECA（欧州操縦士協会）、OCCC（ワンワールド・操縦士連絡会）、ITF（国際運輸労連）から日本政府とJALに対して声明文が出されましたが無視されたままであり、これは国際儀礼に反する行為と言えます。さらにILO（国際労働機関）結社の自由委員会から、2度の勧告が出されました。これも同様に無視続けられているのです。

整理解雇された、パイロットたちは、2011年1月、裁判所に解雇の無効を訴えましたが、東京地裁で敗訴、東京高裁で敗訴、そして、2015年2月に最高裁で上告棄却となってしまいました。

この裁判は、大企業が破綻し、国の援助を受けながら再生する過程で行われた整理解雇が有効かどうか問われた、日本で初めてのケースでした。しかしながら、裁判では整理解雇した時点での従業員数や争議権への介入行為などを私たちが立証しても、一切取り上げない、大変不公正なものでした。これに対して、日本の弁護士の団体からは、司法に対する抗議と私たちの運動を支援する声明がだされました。それと同時に、たくさんの労働組合から支援の声明も出されています。

私たちは、復職するまで全力を挙げて取り組みます。皆様のご支援をお願いいたします。



《JAL 不当解雇撤回争議団》

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル 航空連気付

JAL 原告団

検索

Facebook/JALgenkoku



15年6月日本語号